

## 審査基準整理票

処分名	雄琴温泉給泉の使用料の減免		
根拠法令名	大津市雄琴温泉供給条例 (昭和34条例第26号)	(条項) 第14条	
基準法令名			
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	14日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【<span style="float:right">】</span> ・掲載図書等【<span style="float:right">】</span> ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>雄琴温泉給泉の使用料は、大津市雄琴温泉供給所例第14条に規定する特別の理由があると認めるときとして、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が設置した営利を目的としない施設に供給する場合 全額 (2) 給泉した温泉が汚濁して、使用することができない場合 全額 (3) 適正な給泉の確保及び本市が管理する配泉管、メーターその他の給泉のための設備の維持管理のために給泉した場合 全額 (4) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>			

【根拠法令】

大津市雄琴温泉供給条例

(使用料の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。